

ドイツにおける貸借対照表法の現代化と企業課税

中 田 清

(受付 2008年 5月 9日)

1. はじめに

ドイツ法務省は2007年11月8日に、貸借対照表法現代化法 (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG)) の草案を公表した。これは量的にも内容的にも、1985年の貸借対照表指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz) 以来の「商法会計」に関する大改革といわれている¹⁾。

今回の改革の出発点は、2002年8月に連邦政府が作成した「企業健全化および投資家保護の強化のための10の論点」に求められる。その論点4が会計問題を取扱い、そこには「貸借対照表に関する規則の継続的發展および国際会計基準への適応」と記述されている。貸借対照表法を国際会計基準 (IAS) (現在は国際財務報告基準 (IFRS)) に適応させる必要性が謳われたのである。

これを受けて、政府は2003年3月に「企業健全化および投資家保護の強化のための連邦政府措置一覧」を公表した。これは上記の10の論点について、各論点ごとに基本方針を列挙したものである。この基本方針に沿って、そして直接的にはその間に EU で公表された規則 (Verordnung) や指令 (Richtlinie) を国内法に変換するために、2004年12月に貸借対照表法改革法 (Bilanzrechtsreformgesetz) が制定された。これを通して商法典の改正も行われ、商法会計の IFRS への適応が進められた。貸借対照表法改革法制定

1) Fülber, Uwe / Gassen, Joachim, Das Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG): Handelsrechtliche GoB vor der Neuinterpretation, Der Betrieb, Heft 48 vom 30. 11. 2007, S. 2605.

の際、金融商品の時価評価などの商法典への受入れについては、今後制定される貸借対照表法現代化法に委ねられることになっていた²⁾。その貸借対照表法現代化法の法務省案がこのたび公表されたのである。

本稿は、貸借対照表法現代化法（法務省案）を通して実施される商法会計の改革が企業課税にどのような影響を及ぼすのか、このことに関する考察を行おうとするものである。次節ではまず、貸借対照表法現代化法の目的には規制緩和と、年度決算書（個別決算書）の言明能力の改善の二つがあることを指摘し、その内容についても概観したい。そしてそれに続く二つの節で、規制緩和および年度決算書の言明能力の改善、これらのために行われる商法典の個別規定の変更の内容、および税務上の所得計算に及ぼすその影響について検討を加えることとする。

これらの考察に基づいて、①財産比較計算から収入支出計算へと所得の計算方法を変える小企業の増加が予想されること、②商法典の変更は税務貸借対照表（財産比較による所得計算）にほとんど影響を及ぼさないこと、③商事貸借対照表と税務貸借対照表との間で新たな乖離が生じること、こういった点を明らかにしたい。

なお、本稿では所得計算の問題をテーマとして取り上げるため、連結財務諸表に関連する商法典の変更には言及しない。

2. 貸借対照表法現代化法の目的と内容

ドイツでは会計基準の国際化を求める EU の規則や指令³⁾ を国内法に変

2) この間の経緯については、中田清「ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応」『修道商学』第45巻第1号、広島修道大学商経学会、2004年9月、75-101ページを参照されたい。

3) ここにいう EU の規則および指令とは次のものである。①「IAS の適用に関する2002年7月19日の、欧州議会および理事会の規則（EG）Nr. 1606/2002」（Verordnung（EG）Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards）（いわゆる IAS 規則）、②「一定の法形式の会社、

中田：ドイツにおける貸借対照表法の現代化と企業課税

換するために、2004年12月に貸借対照表法改革法が制定された。その際、金融商品の時価評価などの商法典への受入れについては、今後制定される貸借対照表法現代化法に委ねられることになっていた。

貸借対照表法改革法に積み残された問題（金融商品の時価評価など）、およびその後の環境の変化、すなわちアメリカ SEC が2007年7月に、国内証券取引所に上場する外国企業に対して2009年から IFRS による財務諸表の提出を認める（アメリカ会計基準による移行計算書を添えなくてよい）計画を示したこと、および2006年5月にいわゆる決算監査人指令

銀行およびその他の金融機関、ならびに保険企業の年度決算書および連結決算書に関する指令（78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG, 91/674/EWG）の変更についての、2003年6月18日の欧州議会および理事会の指令 2003/51/EG」（Richtlinie 2003/51/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18. Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie von Versicherungsunternehmen）（いわゆる現代化指令）、③「ユーロで表現された金額に関する一定の法形式の会社の年度決算書に関する指令（78/660/EWG）の変更についての、2003年5月13日の理事会の指令 2003/38/EG」（Richtlinie 2003/38/EG des Rates vom 13. Mai 2003 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich der in Euro ausgedrückten Beträge）（いわゆる境界値指令）、および④「一定の法形式の会社、ならびに銀行およびその他の金融機関の年度決算書および連結決算書において許容された評価に関する理事会の指令（78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG）の変更についての、2001年9月27日の欧州議会および理事会の指令 2001/65/EG」（Richtlinie 2001/65/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. September 2001 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässigen Wertansätze）（いわゆる公正価値指令）がそれぞれである。これらの規則や指令は公報（Amtsblatt der Europäischen Union）に掲載されている。それは欧州委員会のホーム・ページ（http://ec.europa.eu/index_de.htm）から入手できる。

(Abschlussprüferrichtlinie)⁴⁾ が、同年 6 月にいわゆる変更指令 (Abänderungsrichtlinie)⁵⁾ がそれぞれ公表され、国内法への変換が必要になったこと、これらを考慮に入れて公表されたものが今回の貸借対照表法現代化法の法務省案である⁶⁾。

起草者は本法に二つの目標を与えている⁷⁾。一つは規制緩和であり、これによって特に中小企業の負担軽減を図る計画である。規制緩和の内容につ

- 4) 正式名称は「年度決算書および連結決算書の決算監査、理事会指令78/660/ EWG および 83/349/EWG の変更、ならびに理事会指令 84/253/EWG の廃止についての、2006年5月17日の欧州議会および理事会の指令 2006/43/EG」(Richtlinie 2006/43/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 17. Mai 2006 über Abschlussprüfungen von Jahresabschlüssen und konsolidierten Abschlüssen, zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG und 83/349/EWG des Rates und zur Aufhebung der Richtlinie 84/253/EWG des Rates) という。これは公報 (Amtsblatt der Europäischen Union, 9. Juni 2006, S. L157/87-L157/107) に掲載されている。
- 5) 正式名称は「一定の法形式の会社の年度決算書に関する理事会指令 (78/660/EWG), 連結決算書に関する理事会指令 (83/349/EWG), 銀行およびその他の金融機関の年度決算書および連結決算書に関する理事会指令 (86/635/EWG), ならびに保険企業の年度決算書および連結決算書に関する理事会指令 (91/674/EWG) の変更についての、2006年6月14日の欧州議会および理事会の指令 2006/46/EG」(Richtlinie 2006/46/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. Juni 2006 zur Änderung der Richtlinien des Rates 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, 83/349/EWG über den konsolidierten Abschluss, 86/635/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Banken und anderen Finanzinstituten und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Versicherungsunternehmen) という。これは公報 (Amtsblatt der Europäischen Union, 16. August 2006, S. L224/1-L224/7) に掲載されている。
- 6) Bundesministerium der Justiz (以下, BMJ と略記する), Referentenentwurf des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes (BilMoG) vom 8. 11. 2007, S. 57. これは, <http://www.bmj.bund.de/files/-/2567/RefE%20BilMoG.pdf> から入手可能である。
- 7) BMJ. a.a.O., S. 1.

いては次節で検討することにした。いま一つは年度決算書の言明能力の改善である。その必要性について考えるために、ドイツの会計制度の現状を概観しておこう。2004年の貸借対照表法改革法以後、適用すべき会計基準ないし正規の簿記の諸原則（GoB）と、企業との関係は次の三つに分類されうる。

まず、資本市場指向的親企業、ならびにドイツ国内の公式市場および規制市場への有価証券の上場を申請している親企業、これらの連結決算書はIFRSに従って作成される。次に、資本市場指向的でない親企業の連結決算書は、IFRSまたは商法上のGoBにより作成される。その際、ドイツ会計基準がGoBとして機能する。ドイツ会計基準はIFRSとドイツの規則の相違を縮小し、国際的調和化を達成するために設定されているものであり、したがって、IFRSによるにせよ、GoB（ドイツ会計基準も連結決算書に関するGoBと位置づけられている）によるにせよ、連結決算書は情報提供を重視する国際的な展開を考慮に入れて作成されることになる。

そして第三に、資本市場指向的企業であろうとなかろうと、年度決算書は商法上のGoBに基づいて作成される。GoBの中心は慎重性原則である。それ故に、年度決算書に関しては情報機能よりも利益決定機能が重視されているといえる。すなわち、配当可能利益の計算と、基準性原則に基づいた税務上の利益（所得）計算、これらが年度決算書の第一義的目となっているのである。

いま見てきたところから分かるように、連結決算書には情報機能が、年度決算書には利益決定機能が求められている。このような現状にあって、一つの問題点が指摘されている。ドイツでは資本市場指向的企業のうち約4分の1は連結義務のない企業⁸⁾であり、連結決算書を作成していない。それ故に、上場企業であっても慎重性原則に基づいて作成された年度決算書しか開示されていないのである。投資家等に対して必ずしも十分な情報

8) Deutscher Standardisierungs Rat, Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, 3. Mai 2005, S. 26.

の開示が行われているとはいえない。

このような点から、年度決算書の情報機能の改善が必要とされている。今回の法務省案では、IFRS によって年度決算書を作成する道は開かれていない⁹⁾。というのは、IFRS による年度決算書の作成は、特に中小企業にとってその複雑さの故に、時間的にも金銭的にも負担が大きいからである。そうではなくて、IFRS と等価値ではあるが、簡便でコストの低い代替物を企業に提供するために貸借対照表現代化法が制定されるのである¹⁰⁾。ただし、年度決算書の、配当および税務上の所得計算の基礎としての機能（利益決定機能）は維持されている。したがって、今後は情報提供と利益決定という二つの機能が同レベルで年度決算書に付与される予定である。

なお、73ページの表¹¹⁾は年度決算書上の主な会計関連項目の取扱いに関して、現行商法典と法務省案を比較したものである。この表に沿って、次節以下での考察を進めていきたい。

3. 規制緩和と企業課税

規制緩和に関しては、とりわけ次の三点を指摘しなければならない。第一点は、商法典第267条の変更により資本会社の規模の境界値が引き上げられることである。現行商法典によれば、小規模資本会社は次の三つの基準値のうち二つ以上を満たさないものとされている。すなわち、①貸借対照表総額：4,015,000ユーロ、②売上高：8,030,000ユーロ、③被雇用者数：

9) ただし、後段論じるように、資本市場指向的な資本会社は、商法典に従って作成された貸借対照表および損益計算書を附属説明書に記載することを条件に、IFRS により年度決算書を作成することができる。

10) BMJ, a.a.O., S. 57.

11) この表は、法務省案に添付されている「理由書」および次の文献を参考にして作成したものである。Oser, Peter / Roß, Norbert / Wader, Dominic / Drögrmüller, Steffen, *Ausgewählte Neuregelungen des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes (BilMoG)- Teil 1, Die Wirtschaftsprüfung*, 2/2008, S. 49-62. Fülber, Uwe / Gassen, Joachim, a.a.O., S. 2605-2612.

中田：ドイツにおける貸借対照表法の現代化と企業課税

表 年度決算書上の主な会計関連項目の取扱いに関する、現行商法典と法務省案との比較

	現 行 商 法 典	法 務 省 案
規制緩和		
①小規模資本金・中規模資本金の基準値	第267条第1項、第2項	約20%の引き上げ（草案第267条第1項、第2項）
②資本市場指向的資本会社の年度決算書	商法典により作成	IFRSにより作成することも可能。ただし附属説明書に商法典による貸借対照表と損益計算書を記載（草案第264 e 条）
③一定規模以下の個人商人・人的商事会社	規定なし	帳簿記入・財産目録作成・年度決算書作成の免除（草案第241 a 条、第242条第4項）
計上規定		
①経済的帰属性	規定なし（第246条第1項第1文）	明確な規定（草案第246条第1項第1文）
②有償取得した営業権	借方計上選択権（第255条第4項第2文、第3文）	借方計上義務（草案第246条第1項第2文）
③年金資産と負債の相殺	相殺禁止（第246条第2項）	相殺命令（草案第246条第2項第2文）
④準備金的性質を有する特別項目	貸方計上選択権（第247条第3項）	貸方計上禁止
⑤自己創設無形固定資産	借方計上禁止（第248条第2項）	借方計上義務（草案第246条第1項第1文）
⑥費用性引当金	貸方計上選択権（第249条第1項第3文、第2項）	貸方計上禁止
⑦開業費および営業拡張費	貸借対照表計上補助（第269条）	借方計上禁止
⑧間接的年金債務	貸方計上選択権（商法典施行法第28条第1項第2文）	貸方計上義務
評価規定		
①債務	返済額（第253条第1項第2文）	履行額（草案第253条第1項第2文）
②引当金（一般）	返済額（第253条第1項第2文） 基礎になっている債務に金利が含まれている場合のみ割引選択権（第253条第1項第2文）	履行額（草案第253条第1項第2文） 一般的な割引命令（草案第253条第2項）
③年金引当金	評価方法・利率率について規定なし	評価方法は規定なし。利率率は拘束力をもって確定している（草案第253条第2項）
④売買目的で取得した金融商品	調達原価（第255条第1項第1文）	付されるべき時価（草案第255条第1項第3文）
⑤固定資産にかかる計画外減価記入	一時的な価値減少の場合は選択権、持続的な価値減少の場合は義務（第253条第2項第3文）	一時的な価値減少の場合は禁止（財務固定資産については選択権）、持続的な価値減少の場合は義務（草案第253条第3項第3文、第4文）
⑥棚卸資産にかかる計画外減価記入	一時的な価値減少の場合も、持続的なその場合も義務（第253条第3項第1文）	一時的な価値減少の場合も、持続的なその場合も義務（草案第253条第4項）

修道商学 第 49 卷 第 1 号

	現 行 商 法 典	法 務 省 案
⑦理性的な商人の判断による減価記入	許容 (第253条第4項)	禁止
⑧税法上のみ認められた減価記入の先取り	許容 (第254条)	禁止
⑨価値回復	許容 (第254条)	命令 (営業権は除く) (草案第253条第5項)
⑩製造原価の範囲	下限：個別原価 (第255条第2項第2文) 上限：個別原価および応分の共通原価 (第255条第3文, 第5文) 販売費は借方計上禁止 (第255条第2項第6文)	下限：個別原価および変動共通原価 (草案第255条第2項第2文) 上限：個別原価, 変動共通原価および応分の固定共通原価 (草案第255条第2項第3文) 研究費および販売費は借方計上禁止 (草案第255条第2項第4文)
⑪評価簡便法	加重平均法, LIFO, FIFO, HIFO, LOIFO を許容 (第256条)	加重平均法, LIFO, FIFO のみを許容 (草案第256条)

50人である (第267条第1項)。また、中規模資本会社は次の三つの基準値のうち二つ以上を満たさず、かつ前記の三つの基準値のうち二つ以上を満たすものとされている。すなわち、①貸借対照表総額：16,060,000ユーロ、②売上高：32,120,000ユーロ、③被雇用者数：250人の三つである (第267条第2項)。これら三つの基準値のうち二つ以上を満たすものは大規模資本会社とされる。法務省案によれば、貨幣金額で示される基準値が EU 貸借対照表指令 (Bilanzrichtlinie) 第11条および第27条を根拠に、次のように約20%引き上げられる。

小規模資本会社と中規模資本会社の境界値が、①貸借対照表総額：4,840,000ユーロ、②売上高：9,860,000ユーロ¹²⁾、③被雇用者数：50人となり (草案第267条第1項)、中規模資本会社と大規模資本会社の境界値が、①貸借対照表総額：19,250,000ユーロ、②売上高：38,500,000ユーロ、③被雇用者数：250人となる予定である (草案第267条第2項)。これにより今まで大規模資本会社であったものの一部が中規模資本会社に、中規模資本

12) 法務省案には9,860,000ユーロと記述されている。しかし、オスエルも指摘するように、9,680,000ユーロの誤植であると思われる (Oser, Peter u. a., a.a.O., S. 58)。

中田：ドイツにおける貸借対照表法の現代化と企業課税

会社であったものの一部が小規模資本会社にそれぞれ該当することとなり、当該会社にとっては規制が緩和され負担軽減が図られる。例えば、中規模から小規模へ移行した会社は、決算監査人による監査を受ける必要がなくなり、また損益計算書の作成およびそれに関する附属説明書での記載も免除される¹³⁾。

第二点は、資本市場指向的な資本会社は、新設される第264 e 条により、連結決算書と同様に IFRS により年度決算書を作成しうることである。ただしこの場合には、商法典に従って作成された貸借対照表および損益計算書（年度決算書の構成要素である状況報告書は除く）を附属説明書に記載しなければならない。要するに、情報目的としては IFRS による年度決算書が利用され、配当および租税目的のためには商法典に従って作成された貸借対照表・損益計算書が利用されるのである。

規制緩和についてこのような措置が予定されているが、しかしこれらは税務の視点からはあまり重要ではない。むしろ税務上大きな意味を持つのは、商法典第241条の後に第241 a 条「帳簿記入および財産目録作成の義務の免除」が挿入されることである。これが規制緩和措置の三つめである。その規定は、「(1) 二つの連続する事業年度の各決算日に500,000ユーロの売上高、および50,000ユーロの年度利益を超えない、個人商人および人的商事会社は第238条～第241条を用いる必要はない。(2) 第1項は資本市場指向的な、個人商人および人的商事会社には適用されえない」という内容である。

この規定によれば、小企業（一定規模以下の個人企業および人的商事会社）は帳簿記入も財産目録作成も免除されるのである。また、第242条に新たに設けられる第4項により、小企業は年度決算書 すなわち貸借対照表および損益計算書 を作成する必要もなくなる。もちろん、複式簿記による記帳が企業経営にとって重要であることは十分に知られており、恐

13) BMJ, a.a.O., S. 131.

らく当該企業の中には従来通り記帳をし、決算書を作成するものもあるであらうという指摘もみられる¹⁴⁾。

それにもかかわらず、個人商人および人的商事会社が第241 a 条を利用した場合には、所得計算方法が変わってくる。所得税法第 5 条で規定されている財産比較による所得計算ができなくなるので、当該企業は所得税法第 4 条第 3 項によって、事業支出に対する事業収入の余剰を所得とすることとなる。財産比較計算から収入支出計算へと所得の計算方法を変える企業が増加するという見解もみられる¹⁵⁾。第241 a 条の新設により、このような大きな影響が生じることが予想される。

4. 年度決算書の言明能力の改善と企業課税

今回の法務省案は年度決算書の情報機能を高めることをその二番目の目標としている。IFRS と比べて遜色のない内容となるよう、商法規定の変更が予定されている。それは多岐にわたっているが、ここでは税務（財産比較による所得計算、すなわち税務貸借対照表）と関係のある箇所を吟味していきたい。したがって、連結決算書に関する規定の変更や単なる表示上の問題（附属説明書に関連する事項）には言及しない。

貸借対照表法現代化法（法務省案）は条項法（Artikelgesetz）であり、商法典の変更だけではなく、その他に10の法律の変更を取り扱っている。その中には所得税法の変更、すなわちその第 5 条第 1 項第 2 文の文言の変更が含まれている。その現行の文言は、「所得計算にかかる税法上の選択権は、商法上の年度決算書に一致して行使されなければならない」というものである。これが次の文言と置き換えられる。「商法典第264 e 条による年度決算書の作成にあたり、第 1 文の意味における事業財産は、商法典第264 e 条第 4 文によって算出された財産である」と。

14) Fülbier, Uwe / Gassen, Joachim, a.a.O., S. 2607.

15) Herzig, Nobert, Modernisierung des Bilanzrechts und Besteuerung. Der Betrieb, Heft 01/02 vom 11. 1. 2008, S. 2.

要するに、逆基準性原則が廃止されるのである。なお新文言は、IFRS によって年度決算書を作成した場合、税務計算の基礎となるのは附属説明書に記載された貸借対照表および損益計算書であることを謳っている。逆基準性原則の廃止に伴い商法規定の変更が行われる。また、情報機能を向上させるために、計上・評価選択権の廃止やその他の変更が計画されている。以下では、商法規定の変更点およびそれと税務との関連について、表の項目ごとに見ていくこととしたい。

(1) 計上規定に関する変更点

計上規定に関する第一の変更は、商事貸借対照表において法的所有権ではなくて、経済的所有権が重視される点である。草案第246条第1項第1文は、「年度決算書には、法律に別段の定めがあるときを除き、資産、負債、計算限定項目、費用および収益が商人に経済的に帰属している限り、それらすべてを計上しなければならない」¹⁶⁾と規定しており、これにより経済的帰属性 (*wirtschaftliche Zurechnung*) の原則が初めて商法典において明文化される。税法上の経済財の帰属性に対しては、租税通則法第39条による経済的所有権が基準となっている¹⁷⁾。今回、商法典が経済的所有権という概念を取り入れ明文化しようとするのは、税法に合わせるためではなく、IFRS にみられる「形式よりも実質」(Substance over form) に適応するためである。結果的に、商法の考え方(経済的帰属性)は税法のそれ(経済的所有権)と等しくなる。したがって、経済的帰属性という概念の商法典への導入は、税務に新たな影響を及ぼすわけではない。

次に、有償取得の暖簾が資産として性格づけられ、計上義務を有するこ

16) 現行商法典および草案の条文の訳出にあたっては、次の文献を参考にした。黒田全紀『ドイツ財務会計の論点』同文館、1994年、333-380ページ。それは1990年11月30日最終改正の商法典(抜粋)を和訳したものである。

17) Dörfler, Oliver / Adrian, Gerrit, Zum Referentenentwurf des Bilanzrechtsmodernisierungsgesetzes (BilMoG): Steuerliche Auswirkungen, Der Betrieb, Beilage Nr. 1/2008 zu Heft Nr. 7 vom 15. 2. 2008, S. 45.

ととなる（草案第246条第1項第2文）。この措置は、EUの貸借対照表指令第9条¹⁸⁾に適合させるためのものである。現行商法典では借方計上選択権が与えられている（第255条第4項第2文、第3文）。商法上の借方計上選択権は税法上の借方計上義務と解されている¹⁹⁾ので、税法上の取扱いと同じになるといえる。ただし償却年数については、商法典では経営個別的耐用年数（草案第253条第3項）、税法は15年（所得税法第7条第1項第3文）となっており相違している。また、計画外減価記入に関しても、商法典はその後の価値回復を禁止している（草案第253条第5項）が、所得税法第6条第1項第1号第4文は価値回復を命令している。この場合は、所得税法第6条第5項の評価留保に鑑みて、所得計算にあたっては税法規定が適用される。

第三に、第246条第2項に挿入された文言を取り上げることができる。それは、「もっぱら負債の履行に役立つ資産は借方に計上されるのではなく、その負債と相殺されなければならない」というものである。ここに「もっぱら負債の履行に役立つ」とは、当該資産が負債の履行のためにのみ利用されえ、商人によるその他の使用やすべての債権者による介入から守られていることをいう。これは特に、年金資産と負債との相殺を実施するために設けられる規定であり、IFRSへの接近が図られる。税務上の観点からすれば、この新规定は単に表示の問題にすぎず、所得計算への影響は全くない。

年度決算書を変形すると従来から批判の多かった逆基準性原則の廃止が、既述したように、法務省案では述べられている。逆基準性原則は、特別償却や圧縮記帳のような税法上の恩典を利用する場合、商事貸借対照表にお

18) 貸借対照表指令第9条は貸借対照表の雛形を示したものであり、それによれば営業権は有償で取得された限りにおいて計上されなければならない。

19) 1969年2月3日の連邦財政裁判所大部は、その判決の中で、商法上の借方計上選択権は税法上の借方計上命令に、商法上の貸方計上選択権は税法上の貸方計上禁止にそれぞれ連なる、と述べている（BFH-Beschluß vom 3. 2. 1969, Bundessteuerblatt, Teil III, 1969, S. 291-294）。

いても同様な処理を要求するものである。1989年の住宅建設促進法（補充法）により所得税法が改正され、その第5条第1項第2文に「利益算出にあたっての税法上の選択権は、商法上の年度貸借対照表に一致して行使されなければならない」という文言が挿入された²⁰⁾。

この規定が削除されることにより、商法上の開放条項（第247条第3項、第273条、第254条、第279条第2項）に変更が加えられる²¹⁾。商法典第247条第3項および第273条は「準備金的性質を有する特別項目」に関する規定であり、これらは削除される。これが第四の変更点である（なお、第254条および第279条第2項は税法上の減価記入に関する規定であり、これについては「評価規定」の箇所でも論ずる）。この措置も税務貸借対照表には影響を及ぼさない。ただ、税法上の恩典（選択権）は商事貸借対照表と無関係に実施されることになり、税務貸借対照表と商事貸借対照表との間で差異が生じる。これは商事貸借対照表において貸方繰延税金として処理されることとなる。

法務省案は自己創設の無形固定資産（特許権やノウ・ハウなど）の計上に関しても変更を計画している。現行商法典によれば、それは借方計上禁止である（第248条第2項）。しかし法務省案では年度決算書の情報機能を高めるために、その借方計上義務が予定されている（第248条第2項の削除）。これが第五の変更点である。このことにより自己資本が強化され、特に新興企業にとって資金調達がしやすくなるというメリットも、法務省案に添付された理由書で指摘されている²²⁾。

なおその場合、資本金会社にあつては、債権者を保護するために配当禁止条項が適用される²³⁾。商法上のこの変更は、税務貸借対照表には影響を及

20) 中田清「1960年代後半～1990年における基準性原則の展開」『修道商学』第46巻第1号、広島修道大学商経学会、2005年9月、109～111ページ参照。

21) Dörfler, Oliver / Adrian, Gerrit, a.a.O., S. 44.

22) BMJ, a.a.O., S. 97f.

23) 法務省案によれば、第268条に配当禁止に関する第8項が挿入される。すなわち、「自己創設の無形固定資産または借方繰延税金を貸借対照表に表示する場合、

ばさない。というのは、そこでは、経済財は有償で取得された場合にのみ計上されうるといふ所得税法第 5 条第 2 項が、今まで通り適用されるからである。無償で取得された無形固定資産は、税法上は事業支出として即座に控除される。なお、商事貸借対照表と税務貸借対照表での処理の違いは貸方繰延税金に連なる。

六番目には費用性引当金の計上禁止を挙げることができる。現行商法典はそれに貸方計上選択権を与えている（第 249 条第 1 項第 3 文、第 2 項）が、この規定が削除される。IFRS は企業内部義務に対する引当金の設定を原則として認めていないので、この措置は IFRS への接近を意味する。同時に企業の自己資本構成が改善される²⁴⁾。商法上の貸方計上選択権は税法上の貸方計上禁止と解釈されているので、商法典と税法とで取扱いが同じになる。なお、商法典第 249 条第 1 項第 2 文に規定されている費用性引当金（当営業年度中に行わなかった修繕であって、翌事業年度に 3 か月以内に取り戻されるものについての引当金、および法的義務はないが負わされる瑕疵担保についての引当金）は今後も維持される。それは従来から貸方計上を義務づけられており、基準性原則を通して税法上も計上されている。このことは今後も変わらない。

次いで、開業および営業の拡張のための支出に対して、商法典は貸借対照表計上補助として借方計上選択権を与えている（第 269 条）。法務省案はこの規定の削除を予定している。本来この規定は、創立直後の企業が債務超過に陥ることを回避するために設けられたものである。今後は、新たに義務化される自己創設無形固定資産の借方計上によってこれは達成されうるので、それと引き替えに削除されるのである²⁵⁾。このケースでも、税務

利益の配当は、配当後に残存しいつでも取り崩すことができる利益準備金に繰越利益を加算、またはそれから繰越損失を減算した金額が少なくともその計上額に一致するときに限り、これを行うことができる」というものである。

24) BMJ, a.a.O., S. 99.

25) BMJ, a.a.O., S. 133.

貸借対照表への影響は生じない。貸借対照表計上補助は税法上の経済財ではないので、開業費および営業拡張費は従来から税務貸借対照表には計上されていない。かくして、商法上の選択権の廃止により、商事貸借対照表と税務貸借対照表とで取扱いが同じになるといえる。

計上規定変更の最後のものとして、間接的年金支給義務を取り上げよう。商法典施行法第28条第1項第2文、すなわち「支給中の年金または年金期待権の支給承諾から生じる間接的義務、およびこれに類する直接的または間接的義務については、決して引当金を設定する必要がない」という、間接的年金支給義務（およびこれに類する直接的または間接的支給義務²⁶⁾）の貸方計上選択権を規定している文言が削除される。これにより、経営上の老齢援護を共済金庫や年金金庫、年金ファンド、直接保険を用いて間接的に実施する企業²⁷⁾においては、その債務（外部に積み立てた資産によって補償されない間接的義務）を年金引当金として貸方計上しなければならない（草案第253条第2項により）。ただし、一時の企業負担を軽減するため、年金引当金への繰入れは2023年12月31日までに毎年均等に行うこともできる。

所得税法はその第6 a 条に年金引当金に関する規定を置いている。それは年金義務について、一定の条件を満たした場合にのみ引当金を設定しう

26) 年金に類するものとは、雇用関係などに結びついている支給義務であって、例えば定年扱早期退職給与である (Scheffler, Eberhard, Lexikon der Rechnungslegung, 1999, S. 275)。

27) ドイツの企業年金制度は、直接的支給と間接的支給とから成っている。直接的支給は年金引当金を計上し、内部に引き当てた資金を受給者に支給するものである。これに対して、間接的支給は企業外部の共済金庫 (Unterstützungskasse)、年金金庫 (Pensionskasse)、年金ファンド (Pensionsfond) あるいは直接保険 (Direktversicherung) に積み立てた資金を利用するものである (Rhiel, Raimund / Veit, Annetkatrin, Auswirkungen des geplanten Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (BilMoG) auf Pensionspflichtungen, Der Betrieb, Heft 05 vom 1. 2. 2008, S. 194f. 川口八洲雄『会計指令法の競争戦略』森山書店, 2000年, 326-332ページ)。

ると定め、計上選択権を与えている。したがって、間接的年金支給義務に関して、従来も要件を満たせば税務貸借対照表に計上することができた²⁸⁾。しかし、間接的義務が商法上の計上義務となれば、基準性原則を介して税法上も計上義務として取り扱われることとなる。

(2) 評価規定に関する変更点

評価規定についても、主に IFRS を考慮に入れた変更が予定されている。選択権の廃止などにより、結果的に税法に接近する変更も多い。

まず、商法典第253条第1項第2文の変更により負債の評価方法が変わる。債務は償還金額ではなく履行金額で評価されることとなる。この変更について、理由書は「(従来の償還金額という概念は－中田注) 貨幣性債務のみが認識されるというように理解される危険をもたらす」²⁹⁾と述べている。物的給付義務について費やされるべき貨幣金額のことも考慮に入れてこのような変更が行われる。なお、税法(所得税法第6条第1項第3号)とは異なり、割引計算は予定されていない³⁰⁾。

次に、引当金(年金引当金を除く)についてみてみよう。ここでは二つの変更が予定されている。第一に、引当金は理性的な商人の判断により必要な履行金額により計上されなければならない。理由書によれば、これは将来(債務の履行時点)の価値上昇・原価上昇を斟酌したものである³¹⁾。したがって、GoBの一つである決算日原則(Stichtagsprinzip)が破棄される。

28) 商法上の貸方計上選択権は、一般的に税法上の貸方計上禁止となる。しかし年金引当金の場合は、商法において計上選択権であっても、税法上計上選択権が適用される(黒田全紀、前掲書、136ページ。Oestreicher, Andreas / Spengel, Christoph, Maßgeblichkeit der International Accounting Standards für die steuerliche Gewinnermittlung ?, Baden-Baden, 1999, S. 103.)。

29) BMJ, a.a.O., S. 103.

30) ただし、所得税法第6条第1項第3号によれば、その期間が12か月以内の債務、および利子が付くか、あるいは前払金または前給付に基づいた債務の場合は割引計算されない。

31) BMJ, a.a.O., S. 104.

決算日原則とは、評価にあたり決算日以後の状況を考慮に入れないというものである。第二に、引当金は市場利子率（ドイツ連邦銀行によって算出され、毎月公表されるもの）による割引計算を必要とする。この場合、5年以上の使用期間を有する引当金については、過去5営業年度の平均市場利子率が、それ以外の引当金については、基礎となっている義務の期間や通貨を考慮に入れて市場利子率が適用される。

これら二つの変更と税法との関係を見てみよう。第一点に関して、税法は現行商法典と同様に、決算日原則に基づいて将来の価格上昇・原価上昇を拒んでいる。しかし税法上の特別規定がないので、今後は商法上の処理が基準性原則を通して税法でも採用されることとなる³²⁾。割引計算については、所得税法第6条第1項第3a号が債務たる引当金の割引率を5.5%と定めている。したがって、税法に特別規定が存するので影響を受けない。

年金引当金に対しても、①将来の価格上昇・原価上昇の斟酌、②過去5営業年度の平均市場利子率での割引計算、これら二つが適用される。その評価方法については、草案も現行商法典と同様に規定を置いていない。したがって、国際的に一般に行われている年金期待権現在価値法（予測単位積増方式）の他に、今まで用いられてきた保険数理的部分価値法も認められる。その際、適用された方法とその根拠が附属説明書に記載されなければならない。年金引当金は5年以上の使用期間を有するので、過去5年間の平均市場利子率を用いて割引計算が行われる。なお、評価の変更に基づいて年金引当金への繰入れが必要となれば、それを2023年12月31日までに毎年均等額をもって実施することができる。

これに対して、所得税法第6a条が税務上の年金引当金について規定している。そこでは、年金支給義務について、一定の条件を満たした場合に年金引当金設定の選択権が与えられている。そして、年金引当金はただか年金支給義務の部分価値で計上されること、およびその部分価値の計算

32) Dörfler, Oliver / Adrian, Gerrit, a.a.O., S. 46.

に際しては 6% の計算利率と一般的に認められた保険数理法が適用されなければならないこと、これらのことが規定されている。

現行商法典は年金引当金について評価方法も利率も規定していないので、実務では、上記の税法に従って計算された金額が商法上の下限として適用されている。したがって、税法に従って計算した金額をそのまま商事貸借対照表に計上することも可能である³³⁾。しかし、草案によればこれが不可能となる。年金引当金の評価について、今後は税務目的とは別個に、商法目的のための補足計算が必要となる³⁴⁾。商法典の変更が税務貸借対照表上の年金引当金計上額に影響を及ぼすわけではないが、しかし商事貸借対照表と税務貸借対照表との間で計上金額に差異は生じてくる。

負債に関する評価規定の変更は以上の通りである。次に、表の④に掲げられている売買目的で取得した金融商品についてみてみよう。それは草案第 253 条第 1 項第 3 文により、付されるべき時価での評価が予定されている。これにより、実現原則および未決取引貸借対照表非計上原則が破られる。すなわち、未実現損益が損益作用的に計上され、また未決取引であるデリバティブが計上されるのである。未実現損益が課税所得に含まれるかどうかに関しては、見解が分かれている。理由書は、税法上の特別規定がないので基準性原則を通して所得を増減させると述べている³⁵⁾。これに対して、論者たち³⁶⁾は、所得税法第 5 条第 6 項の評価留保規定が適用され、所得計算に影響を及ぼさないと指摘している。また、デリバティブに関しても、それは税務貸借対照表計上能力を有する経済財とは解されないという見解

33) 現行実務では、所得税法第 6 a 条によって保険数理的に計算した部分価値（利率は 6%）が商事貸借対照表上の下限とみなされている。企業の中には 6% よりも適切な 5% あるいは 5.5% という利率を用いて部分価値を計算しているものもある（Rhiel, Raimund / Veit, Annkatrin, a.a.O., S. 193）。

34) Rhiel, Raimund / Veit, Annkatrin, a.a.O., S. 194.

35) BMJ, a.a.O., S. 106.

36) Herzig, Nobert, a.a.O., S. 7. Oser, Peter u. a., a.a.O., S. 55

中田：ドイツにおける貸借対照表法の現代化と企業課税

を示している論者³⁷⁾ もいる。このように、売買目的で取得された金融商品の税務上の評価に関しては、議論の余地が残されている。

減価記入に関しても変更が予定されている。そのことが表の⑤～⑧にまとめられている。まず、固定資産の計画外減価記入について、現行法は単に一時的な価値減少の場合には選択権を与え、持続的なその場合には義務づけている（商法典第253条第2項第3文）。草案では、単に一時的な価値減少の場合の計画外減価記入は禁止され、持続的な価値減少の場合は現行商法典と同様に、計画外減価記入が義務づけられる（草案第253条第3項第3文）。ただし財務固定資産だけは、一時的な価値減少の場合に計画外減価記入を実施することができる（選択権）（草案第253条第3項第4文）。

これに対して所得税法第6条第1項第1号第2文は、償却資産の持続的な価値減少の場合に、より低い部分価値への引下げを選択権として与えている。所得税法第5条第6項に評価留保規定があるが、それは税法上の評価選択権には適用されない³⁸⁾ ので、商法上の取扱いは基準性原則を通じて税務貸借対照表に採用されなければならない。すなわち、所得税法第6条第1項第1号第2文は選択権を定めているが、持続的な価値減少の場合には計画外減価記入が義務づけられるのである。また、所得税法第6条第1項第2号は、非償却固定資産の計画外減価記入の要件として持続的な価値減少を要求している。それ故に、財務固定資産に関して、商事貸借対照表上でその一時的な価値減少時に計画外減価記入を実施した場合には、税法上の評価留保のために、商事貸借対照表と税務貸借対照表との間で相違が生じる。

また、流動資産については、商法上は第253条第3項第1文に従い、一時的な価値減少の場合も持続的なその場合も減価記入義務がある。草案では第253条第4項が、一時的であろうと、持続的であろうと価値減少のケースでの計画外減価記入を義務づけている。「計画外」という用語が新たに

37) Herzig, Nobert, a.a.O., S. 7.

38) Ebenda.

使用されているが実質的な変更はない。引き続き、厳格な低価主義が適用される。したがって、税務貸借対照表への影響は皆無である。ただし所得税法第 6 条第 1 項第 2 号は、持続的な価値減少の場合のみ部分価値評価減を認めている。この税法上の評価留保の故に、今まで通り商事貸借対照表と税務貸借対照表とでは乖離が生じる。

さらに、商法典第 253 条第 4 項は、理性的な商人の判断の範囲内で固定資産および流動資産について減価記入を実施することを認めている。これにより、例えば将来の大きな投資に備え減価記入を行い、秘密積立金を設定することができる³⁹⁾。草案ではこの規定が削除されている。このことによる税務貸借対照表への影響は生じない。というのは、税法ではもともとこのような減価記入を認めていないからである。

税法は経済政策的な理由からも、一定の種類、あるいは一定の地域（例えば振興助成地域法による新連邦州）での投資財の減価記入を認めている。特別償却や圧縮記帳がのことであるが、現行商法典第 254 条ではこれが選択権として与えられている。しかし、法務省案では逆基準性原則の廃止に伴い、税法に根拠づけられる減価記入は禁止されることとなっている。その結果、商事貸借対照表と税務貸借対照表とでは計上金額に差異が生じる。

⑨の価値回復とは、計画外減価記入実施後にその根拠が消滅した場合の増価記入を意味する。現行法は選択権を与えている（商法典第 253 条第 5 項）が、草案では価値回復命令が規定されている。ただし、有償取得の営業権の場合はより低い計上価値を維持し続けることができる（草案第 253 条第 5 項）。翻って税法に目を向けると、所得税法第 6 条第 1 項第 1 号第 4 文が、納税義務者が各貸借対照表日に、より低い部分価値が計上されうるということを証明する場合を除いて価値回復を行わなければならないと規定している。そこでは、厳格な価値回復命令が規定されている。草案でいう価値回復命令と税法上の厳格な価値回復命令とが一致するのだろうか、こ

39) Dörfler, Oliver / Adrian, Gerrit, a.a.O., S. 47.

中田：ドイツにおける貸借対照表法の現代化と企業課税

のことは検討を要すると指摘する論者⁴⁰⁾ もいる。

製造原価の範囲についても、計上規定の変更が見られる。その算出方法について商法典第255条が規定を置いている。それによれば、製造原価は材料費、加工費および特別加工費から成る（下限）。ただし、材料共通原価の必要額、加工共通原価の必要額、固定資産の価値費消額、これら三つについてそれぞれ相当額を製造原価に含めることができる（上限）。また、販売費の製造原価への算入は禁止されている。これに対して、草案第255条では個別原価のみならず、変動共通原価もまた製造原価に算入されなければならない（下限）。また、固定共通原価については、その相当額を算入することができる（上限）。研究費と販売費は算入が禁じられる。これにより、商法上の製造原価概念はIFRSによる生産関連の全部原価概念に接近する⁴¹⁾。

同時に、新規則によって税務上の製造原価概念との調和も図られる。すなわち、商法上の価値下限が税法上の製造原価下限に適応させられる。ただし商法上の製造原価に、将来、借方計上された自己創設無形固定資産の償却費も算入される。これに対して、税法はその借方計上を禁止しており、この点で商事貸借対照表と税務貸借対照表との間での差異発生が考えられる。

最後に、⑪の棚卸資産の評価簡便法についてみてみよう。現行商法典第256条は棚卸資産の消費順序として、先入先出法、後入先出法およびその他の一定の方法を認めている。また、財産目録について規定した第240条第3項（固定評価法）、第4項（グループ評価法＝加重平均法）を年度決算書に適用することもできると定めている。理由書によれば、その他の一定の方法には最高原価先出法および最低原価先出法が含まれる⁴²⁾。ところが、法務省案は「その他の一定の順序」という文言を削除しており、棚卸資産の評価簡便法として先入先出法および後入先出法しか認められなくなる。な

40) Herzig, Nobert, a.a.O., S. 7.

41) BMJ, a.a.O., S. 120.

42) BMJ, a.a.O., S. 124.

お、第240条第3項、第4項は今後も適用できる。

これに対して、所得税法第6条第1項第2 a号は後入先出法のみを認めている。また、所得税法施行規則（Einkommensteuer-Richtline）第36条によれば加重平均法の利用が可能である。したがって、従来から税務貸借対照表では後入先出法と加重平均法しか認められていないのであるから、商法規定の変更が行われても所得計算への影響は全くない。

5. お わ り に

貸借対照表法現代化法（法務省案）に基づいた商法典の会計規定変更による税務への影響について、検討を加えてきた。

本法は二つの目的を持っている。一つは規制緩和、今ひとつは年度決算書の言明能力の改善である。われわれはまず、規制緩和の課税への影響について考察した。その結果、帳簿記入および財産目録・年度決算書の作成が免除される一定規模以下の、個人商人および人的商事会社においては、所得の計算方法に変更がもたらされるであろう、ということを理解しえた。今まで所得税法第5条に基づいて財産比較によって所得を計算していた企業が、所得税法第4条第3項に規定された収支計算により所得を求めることとなるのである。

次にわれわれは、年度決算書の言明能力改善の所得計算に及ぼす影響について検討した。もともと所得税法に特別の規定があるものに対しては基準性原則が適用されないので、商法典の規定が変わっても、税務貸借対照表は影響を受けない。また、商法上の借方計上選択権は税法上の借方計上義務、商法上の貸方計上選択権は税法上の貸方計上禁止としてこれまで取り扱われていたので、商法上の借方計上選択権の借方計上義務への変更、あるいは商法上の貸方計上選択権の貸方計上禁止への変更は税務に影響を及ぼさない。

さらに、逆基準性原則の廃止に伴って、商事貸借対照表において準備金の性質を有する特別項目が計上禁止とされ、また税法に根拠を持つ減価記

入も禁止されることとなる。これらに関しても、税務上は従来通りの会計処理が認められるので、新たに影響を蒙るわけではない。

これに対して、次のケースでは商法典の変更が所得計算に影響を及ぼす。間接的年金債務は商事貸借対照表において、貸方計上選択権から貸方計上義務へと変わる。これに伴い、貸方計上選択権を与えている税務貸借対照表においても基準性原則を遵守して、貸方計上が義務づけられる。また、引当金の評価に関して税法は決算日原則を墨守してきたが、商法典がそれを破棄する予定のため、基準性原則を介して税務貸借対照表でも将来の価格上昇・原価上昇を考慮に入れなければならない。

売買目的で取得した金融商品の時価評価については、現在、基準性原則が適用されるという見解と、そうではないという見解がみられる。もし前者の説が採用されるならば、税務貸借対照表は影響を受けることになる。これに関しては、立法化されるまでに税務上の会計処理方法が決まると思われる。このようにみえてくると、税制への中立性がほぼ達成されていることが分かる。

最後に、商事貸借対照表と税務貸借対照表との関係についていえば、基準性原則の維持が謳われているものの、いくつかのケースで両者間で会計処理の相違が新たに生じることを理解しえた。準備金的性質を有する特別項目、自己創設無形固定資産の各計上、年金引当金を含む引当金（割引率に関して）、一時的な価値減少時の財務固定資産の計画外減価記入、税法に根拠をもつ減価記入などの各計上金額、これらのケースがそうである。

（付記）脱稿後、2008年5月21日に、連邦政府内閣は「貸借対照表法現代化法政府案」を公表した（<http://www.bmj.bund.de/files/-/3152/RegE%20BilMoG.pdf>）。それによれば、①帳簿記入および財産目録作成が免除されるのは個人商人だけである（人的商事会社は免除されない）こと、②資本市場指向的な資本会社もIFRSではなく、商法典により年度決算書を作成しなければならないこと、などの点で法務省案との相違が見られる（2008年5月22日記）。